

資料編

- 1 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過
- 2 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る関係団体等ヒアリング
- 3 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査
- 4 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿
- 5 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

1 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 5 月 28 日	第 1 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 関係機関連絡会 ・計画の策定趣旨、策定期間、策定体制 ・関係団体等ヒアリング及び策定スケジュールについて
平成 26 年 6 月 2 日	第 1 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選出 ・第 6 期計画策定の考え方等について ・策定スケジュールについて
平成 26 年 7 月 7 日	第 2 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・第 6 期計画実績及び進捗状況報告について ・アンケート調査について ・第 6 期計画の方向性(基本理念)について
平成 26 年 7 月 24 日～ 平成 26 年 8 月 15 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の ためのアンケート調査 ・調査対象者数:937 名 ・回収数(率):491 通(52.4%)
平成 26 年 8 月 19 日	第 2 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 関係機関連絡会 ・関係団体等ヒアリング①の実施について
平成 26 年 8 月 20 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に 係る関係団体等ヒアリング①(1回目) ・地域ケア会議に参加した関係団体等に対しグループディス カッション形式で意見を聴取
平成 26 年 9 月 12 日	第 3 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 関係機関連絡会 ・アンケート調査結果について ・関係団体等ヒアリング②の実施について
平成 26 年 9 月 16 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に 係る関係団体等ヒアリング①(2回目) ・地域ケア会議に参加した関係団体等に対しグループディス カッション形式で意見を聴取
平成 26 年 9 月 22 日	第 3 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・アンケート回収結果について ・地域ケア会議でのグループワーク情報交換について

年 月 日	内 容
平成 26 年 10 月 15 日	第 4 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 関係機関連絡会 ・関係団体等ヒアリングの結果について ・基本目標及び施策の方向の検討について
平成 26 年 10 月 23 日～ 平成 26 年 10 月 31 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係 る関係団体等ヒアリング② ・行政関係部署等 6 ヶ所に対し会議形式のヒアリングを実施
平成 26 年 10 月 29 日	第 4 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・第 6 期計画期間におけるサービス見込量について ・アンケート分析結果について ・関係団体ヒアリング(地域ケア会議グループワーク)のまとめ 及び基本理念、基本目標の検討について
平成 26 年 11 月 26 日	第 5 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・基本目標及び施策の方向について ・第 6 期計画期間におけるサービス見込量及び保険料について
平成 26 年 12 月 22 日	第 6 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・第 6 期計画(素案)について ・第 6 期計画期間におけるサービス見込量及び保険料について
平成 27 年 1 月 9 日～ 平成 27 年 1 月 30 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案) についてのパブリックコメント
平成 27 年 1 月 28 日 平成 27 年 1 月 30 日	第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案) 住民説明会
平成 27 年 2 月 13 日	第 7 回第 6 期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ・パブリックコメント及び住民説明会の実施結果について ・第 6 期計画(最終案)について

2 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る関係団体等ヒアリング

平成26年8月20日、平成26年9月16日に行われた地域ケア会議に参加した関係団体等に対し、グループディスカッション形式で意見を聴取しました。出された意見から施策の方向をまとめました。

テーマ①：認知症ケア体制について

キーワード	グループディスカッションでの主な意見	施策の方向	
専門医	近郊の専門医をリスト化して周知	医療と介護の連携強化 →基本目標 1-(3)	
	気づいたときは家族へ専門医受診を勧める		
医療機関との連携	かかりつけ医と相談支援機関との連携体制構築		
	町と専門医で契約し、月1回等の相談実施		
	在宅医療(認知症含む)についての多職種連携の研修会の開催		
早期発見	保健所の協力の下、医師会へ在宅医療連携体制の整備を働きかける		認知症ケア体制の整備 →基本目標 1-(2)
	ちょっとした異変に気づいたときにすぐ連絡・相談できる窓口の設置		
相談窓口	早期発見の具体的な仕組みづくり		
	認知症に関する相談窓口を明示する(専門窓口の設置)		
	「福祉マップ」のようなもので相談できるところを周知		
地域包括支援センター	「認知症相談センター」のような機関を設置し、相談、情報発信、関係機関のつなぎ等を行う	相談機能の充実 →基本目標 1-(1)	
	常駐職員の配置(相談したいときにいないことがないように)		
	包括がもっと住民に身近になり相談しやすい存在に(敷居の低さ)		
	「よろず相談員」のようなワンストップ体制の整備		
認知症ケアパス	包括と医療機関との緊密な連携(定期的な話し合い、本人・家族支援連携)	認知症理解の推進 →基本目標 2-(3)	
認知症理解	相談～受診までの流れをわかりやすくまとめたパンフレットの作成等		
認知症サポーター	若い世代への認知症教育の推進		
	養成講座は1度だけでなく何度も受講を勧める(フォローアップ研修の実施)		
	あつたかサポーターのスキルアップ・フォローアップ研修の開催		
認知症予防	地域での見守りチームをつくる		認知症予防の推進 →基本目標 3-(3)
SOS ネットワーク	初期症状を見つけられるチャートづくりなど		緊急時・災害時の見守り体制の整備 →基本目標 1-(5)
	協力機関の意識向上のための定期的確認の場をつくる		
介護者の負担	模擬訓練の実施		認知症ケア体制の整備 →基本目標 1-(2)
	デイケア、デイサービス、ショートステイ等の利用促進		
	認知症カフェの周知、開催		

テーマ②：生活支援について

キーワード	グループディスカッションでの主な意見	施策の方向
外出支援	気軽に外出できる町内環境づくり	<p>安心して日常生活を送るための支援 →基本目標 1-(4)</p> <p>介護予防の推進と多様なサービスの提供 →基本目標 3-(4)</p> <p>情報提供・共有の推進 →基本目標 2-(1)</p>
	外出時の不安解消・・・道路(歩道)の段差の解消、歩道のない道路の整備	
買い物支援	移動販売車による出張販売事業者の開拓	
	交通事業者と住民とが話し合える場の設定(一緒に対応策を考える)	
	ふれあいバスの活用(循環バスや買い物バスツアーなど)	
	高齢者に優しいお店情報の整理と周知	
ゴミだし支援	公共交通との連携による新たなサービスの開発	
	「ゴミだしサポート隊」(有償ボランティア)	
ちょこっと支援	ケア会議等での個別のサポート体制の協議	
	パーソナルアシスタントサービスの活用・周知	
除排雪	除雪機配置マップや除雪の分担協力のような互助ができるような仕組みづくり	
	建設業者と住民とが話し合える場の設定(一緒に対応策を考える)	
食支援	セブンミール、出前などの既存資源情報の集約・周知	
環境整備	気軽に外出できる町内環境づくり	
	いつまでも当別で住み続けられる仕組みづくり	
情報提供	既存の資源情報を集約・発信する	
	福祉だけでなく、商工会や建設業界、交通事業者などと情報共有・開示をする	

テーマ③：介護予防について

キーワード	グループディスカッションでの主な意見	施策の方向
集う、交流する	サロン活動を支える事業の継続	お互いにかかわり合い、 つながり合うまちづくり →基本目標 3-(1) 介護予防の推進と多様な サービスの提供 →基本目標 3-(4)
	自発的な集いの場をサポートする	
	集う場所に出て行きたくないという人への、訪問による交流の仕組みづくり(「話し相手」「顔見知り」になる)	
	大学生と交流できる機会づくりを増やす 縦割りでない交流の場づくり	
交通手段	集う場所への交通手段の整備	安心して日常生活を送る ための支援 →基本目標 1-(4)
	病院間などを走るバス	
情報発信	ボランティアポイント制度の周知	情報提供・共有の推進 →基本目標 2-(1)
	介護予防知識の普及	
	事業所マップのような集まりの場の情報提供	
	町内外のサロン活動の情報発信 縦割りの情報共有でなく、色々なところを巻き込んでいく	
役割	高齢者の役割を發揮できる場所をつくる	自分らしく輝き活躍できる まちづくり →基本目標 3-(2)
環境面	ウォーキングコースの設置(途中で健康ドリンクを出すお店があるなど商店との連携も)	サービス提供の基盤整備 →基本目標 1-(6)
	中高年が運動できる場を増やす(公園に健康遊具を設置など)	
イメージ改革	町内会役員等に向けた予防に関する勉強会の開催	教育・研修機会の充実 →基本目標 2-(4)
	その人らしく、生き生きと生活すること＝介護予防といったイメージづくり	

テーマ④： 権利擁護について

キーワード	グループディスカッションでの主な意見	施策の方向
権利擁護とは？ 成年後見とは？	地区ごとの周知活動	情報提供・共有の推進 →基本目標 2-(1)
	定期的なセミナー、学習会などの開催	
	高齢者クラブ、各種会合での周知	
	広報での特集記事掲載	
周知	利用の仕方の周知	相談機能の充実 →基本目標 1-(1)
相談窓口	気軽に相談できる窓口の設置	
	虐待を発見した場合の連絡・相談窓口の設置	
	相談窓口の一本化	
組織づくり	相談窓口と関係機関の連携・情報共有の仕組みづくり	サービス提供の基盤整備 →基本目標 1-(6)
	市民後見人の育成、フォローアップの仕組みづくり	
	成年後見実施機関の設置	

テーマ⑤： 地域の見守り、ネットワークについて

キーワード	グループディスカッションでの主な意見	施策の方向
地域・町内会 サロン	サロン場所の確保(複数の町内会合同で行える場所)	身近な地域で支え合う 体制づくり →基本目標 2-(2)
	町内会への協力依頼、開催支援	
	地域コーディネーターの配置	
	移動困難者に配慮したサロンの開催場所	
ネットワーク	町内会など地域の情報が伝わってくるシステムづくり	緊急時・災害時の見守り 体制の整備 →基本目標 1-(5)
	社協見守り安心センター、町内会長、民生委員などとの孤立者情報交換会の開催	
	SOS ネットワークの周知強化	
	町内会ごとの見守り体制(地域で見守りを分担)	
拒否する対象者	間接的(新聞、電気、除雪など)な見守り	
	町内会で見守り隊などの組織づくり	
情報提供・共有	見守りが必要な人の情報を地域で共有	
	見守りが必要な人の情報のマップ化	

3 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定」の策定に先立ち、当別町に在住する高齢者一人ひとりが自立した生活を継続していける地域づくりを目指すため、調査結果から当別町の抱える課題やサービスニーズを把握し、今後の当別町における高齢者福祉施策の検討・立案に資するため、高齢者を対象とするアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類と調査対象

① 調査の種類（名称）

調査は以下の2種類を行ないました。以下原則として、「要介護認定を受けている方」を対象とした調査は「認定有り」、「要介護認定を受けていない方」を対象とした調査は「認定無し」と表します。

第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

【 要介護認定を受けている方 】

第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

【 要介護認定を受けていない方 】

② 調査対象

平成26年6月30日現在の要介護認定者数877名のうち、在宅で生活している「要介護認定を受けている方」全員：637名を「認定有り」の調査対象とし、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」から無作為抽出した300名を「認定無し」の調査対象としました。両調査を合わせて計937名を対象としました。

なお、アンケート調査票発送日までに資格喪失があった方については、随時対象から除きました。

(3) 調査の方法と回収状況

① 調査方法

「認定有り」調査は全数調査、「認定無し」調査はサンプル調査です。両調査とも郵便で調査票を送り回答を送り返してもらう郵送法としました。

② 調査基準日

平成26年6月30日

③ 調査期間

平成26年7月24日～8月15日

④ 回収状況

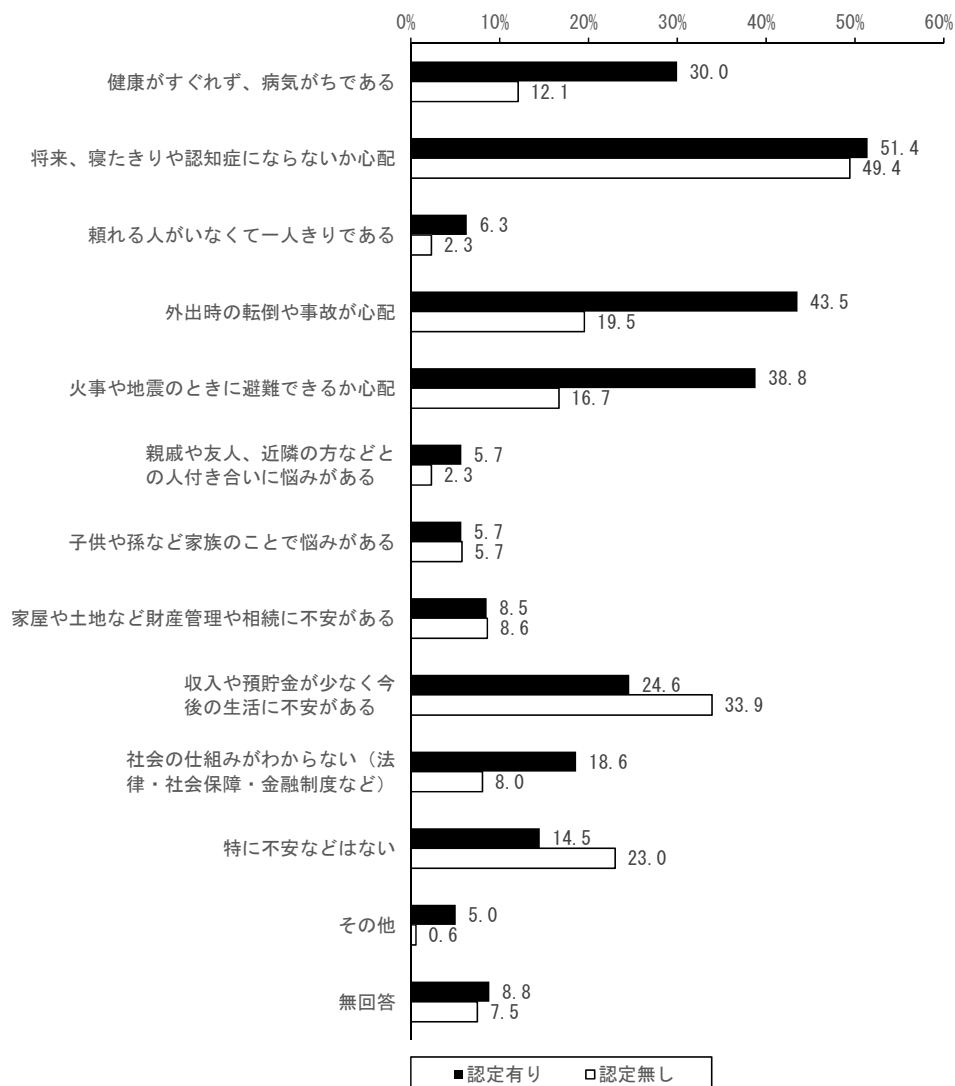
	発送数	回収数	回収率
「認定有り」調査	637 通	317 通	49.8%
「認定無し」調査	300 通	174 通	58.0%
合 計	937 通	491 通	52.4%

(4) 調査の結果

① 日常生活における不安・心配と相談先

「あなたは、日常生活で特に不安や心配に思っていることがありますか」という質問に対して、健康（「健康がすぐれず、病気がちである」「将来、寝たきりや認知症にならないか心配」）、事故や緊急事の対応（「外出時の転倒や事故が心配」「火事や地震のときに避難できるか心配」）、生活の維持（「収入や預貯金が少なく今後の生活に不安がある」）に関する回答が多く、不安を抱えている方が多くいることが伺えます。

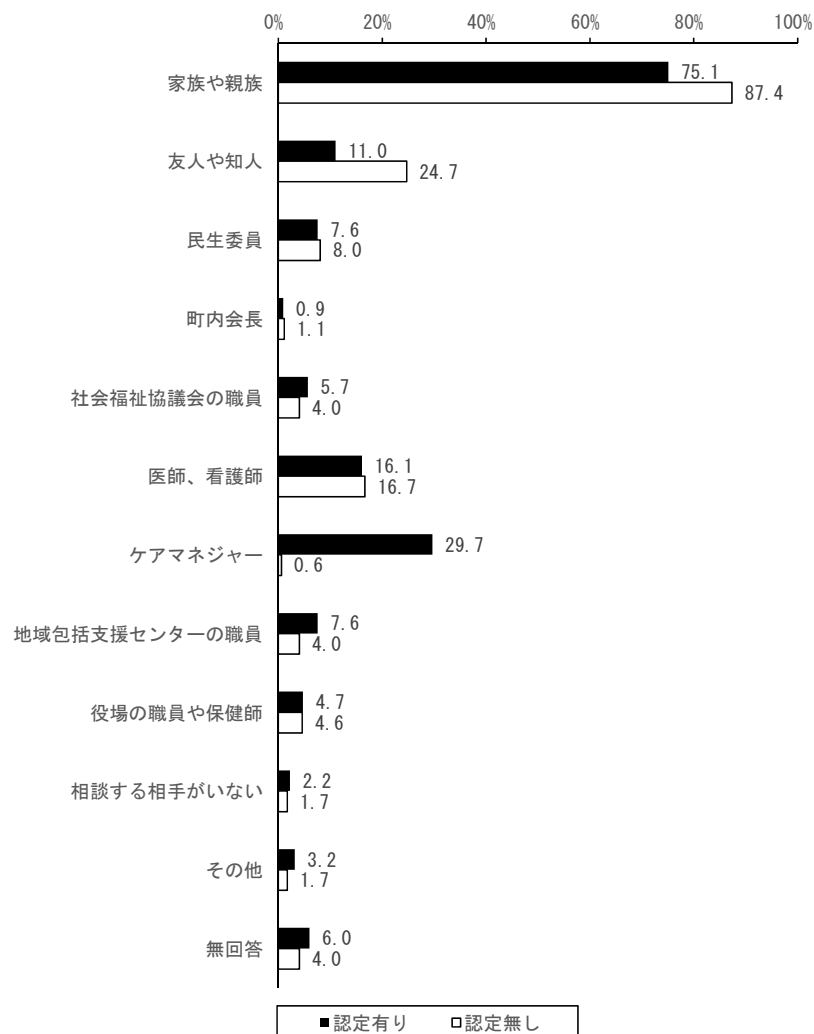
不安・心配（複数回答）



「あなたは、困りごとや心配ごとがあったとき、誰に相談しますか」という質問に対しては、「家族や親族」を除くと、「認定有り」では「ケアマネジャー」「医師、看護師」を、「認定無し」では「友人や知人」「医師、看護師」が相談相手として比較的多く選ばれています。

地域包括支援センターは「住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46第1項）ですが、「地域包括支援センターの職員」は相談相手としてはあまり多く選ばれていません。

相談相手（複数回答）

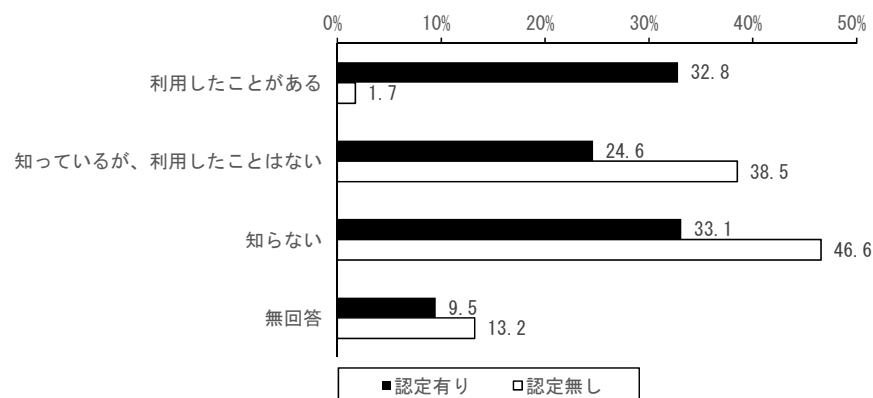


しかしながら、「当別町では、高齢者の健康や介護などの相談を広く受け付け、地域で暮らす高齢者を総合的に支援する『地域包括支援センター』を設置していますが、あなたは知っていますか。また、利用したことがありますか」という質問に対しては、「認定有り」の3割強が「利用したことがある」と回答しています。何らかの形で利用はしたものの「高齢者の健康や介護などの相談を広く受け付け」る相手として認知されていない可能性があります。

また地域包括支援センターを「知らない」と回答した方は「認定有り」で3割強、「認定無し」で半数近くを占めており、センターそのものが認知されていないことが伺えます。

地域包括ケアシステムを機能させるためには地域包括支援センターが住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施することが必要です。そのために住民における地域包括支援センターの認知度を高めるとともに、住民が利用しやすい相談窓口や相談機能の充実（基本目標1－(1)）を図ることが求められます。

地域包括支援センターの利用（単回答）



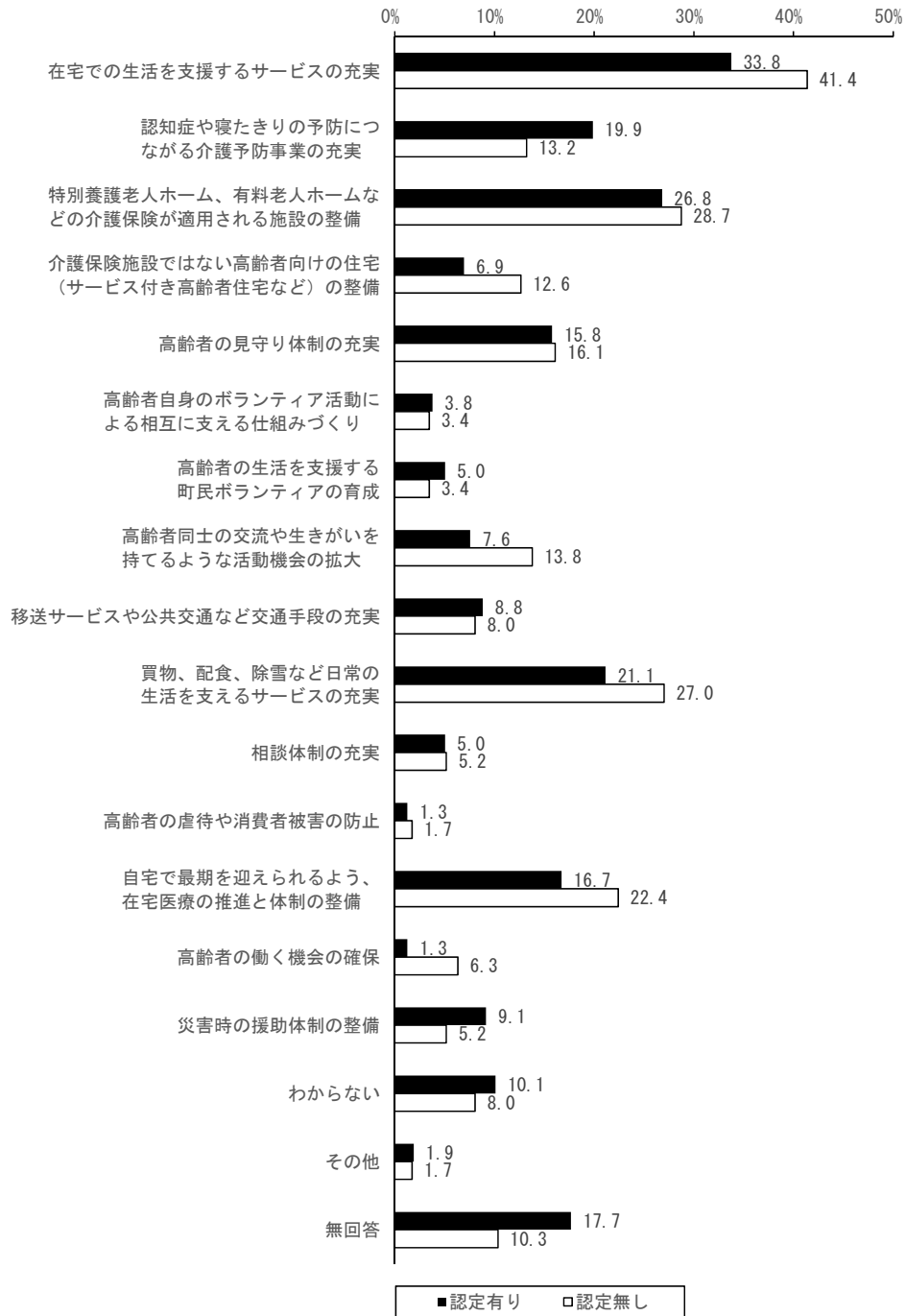
② 当別町が優先的に取り組むこと

「高齢者の住みよいまちをつくるために、今後、当別町はどのようなことを優先的に取り組んでいくべきだと考えますか」という質問では、安心して日常生活を送るための支援（基本目標 1－（4））（「在宅での生活を支援するサービスの充実」「買物、配食、除雪など日常の生活を支えるサービスの充実」）やサービス提供の基盤整備（基本目標 1－（6））が求められるもの（「特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの介護保険が適用される施設の整備」）が多く選ばれています。

また、認知症予防の推進（基本目標 3－（3））、介護予防の推進（基本目標 3－（4））、医療と介護の連携強化（基本目標 1－（3））が求められるもの（「認知症や寝たきりの予防につながる介護予防事業の充実」「自宅で最期を迎えられるよう、在宅医療の推進と体制の整備」）、そして身近な地域で支え合う体制づくり（基本目標 2－（2））が必要なもの（「高齢者の見守り体制の充実」）も比較的多く選ばれています。

「認定無し」では「認知症や寝たきりの予防につながる介護予防事業の充実」と同程度に「高齢者同士の交流や生きがいを持てるような活動機会の拡大」が選ばれており、自分らしく輝き活躍できるまちづくり（基本目標 3－（2））が求められています。

当別町が優先的に取り組むこと（複数回答）

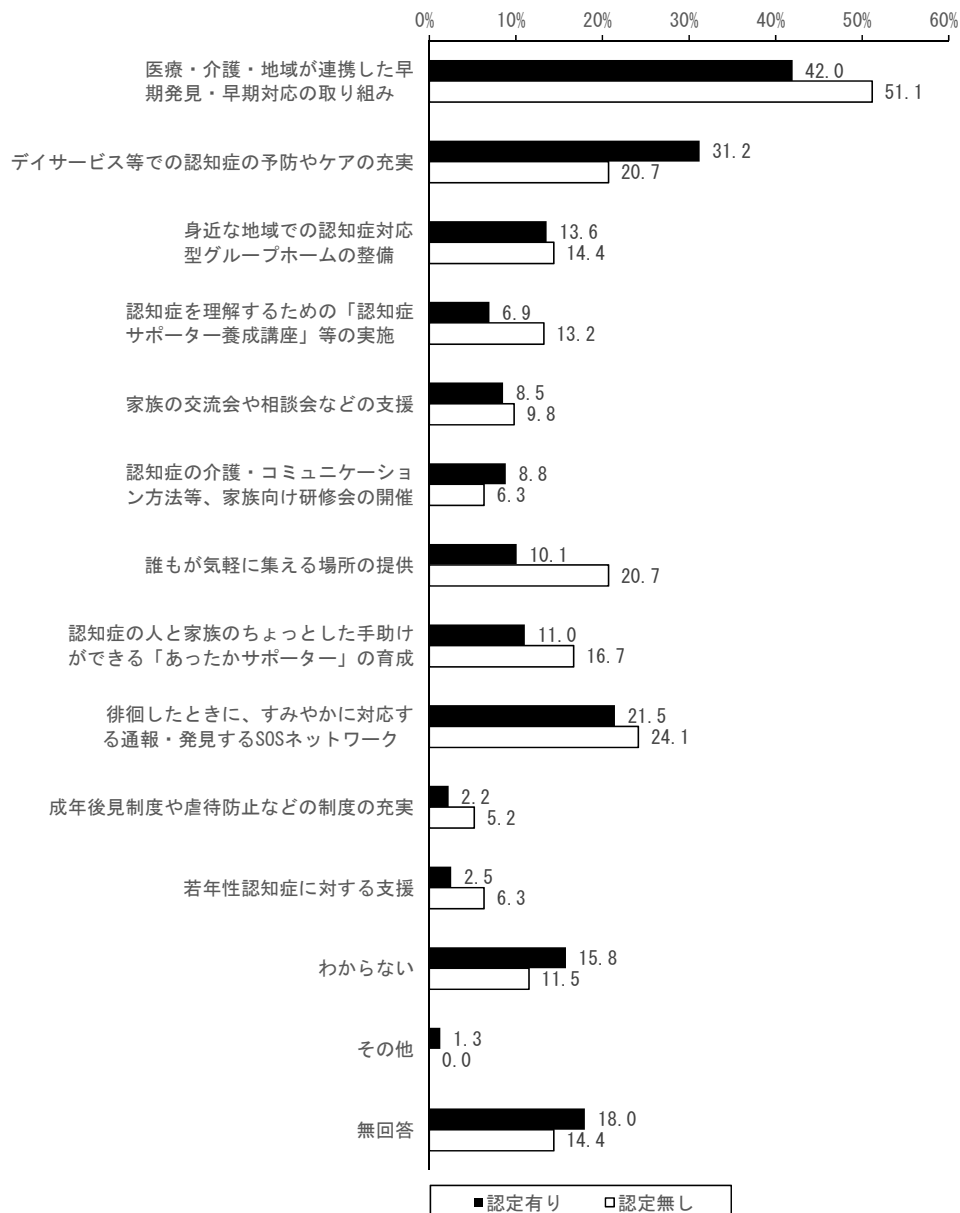


③ 認知症対策として必要な支援やサービス

「認知症の方が増加していますが、当別町で認知症対策を進めていくうえで、特に必要だと思う支援やサービスはどれですか」という質問に対しては、**医療と介護の連携強化（基本目標1－(3)）**が求められるもの（「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期対応の取り組み」）、**認知症ケア体制の整備（基本目標1－(2)）**や**認知症予防の推進（基本目標3－(3)）**が必要とされるもの（「デイサービス等での認知症の予防やケアの充実」「徘徊したときに、すみやかに対応する通報・発見するSOSネットワーク」）が比較的多く選ばれています。

「認定無し」では「認定有り」と比べて「誰もが気軽に集える場所の提供」が多く選ばれており、**お互いにかかわり合い、つながり合うまちづくり（基本目標3－(1)）**のための基盤整備が求められています。

認知症対策として必要な支援やサービス（複数回答）



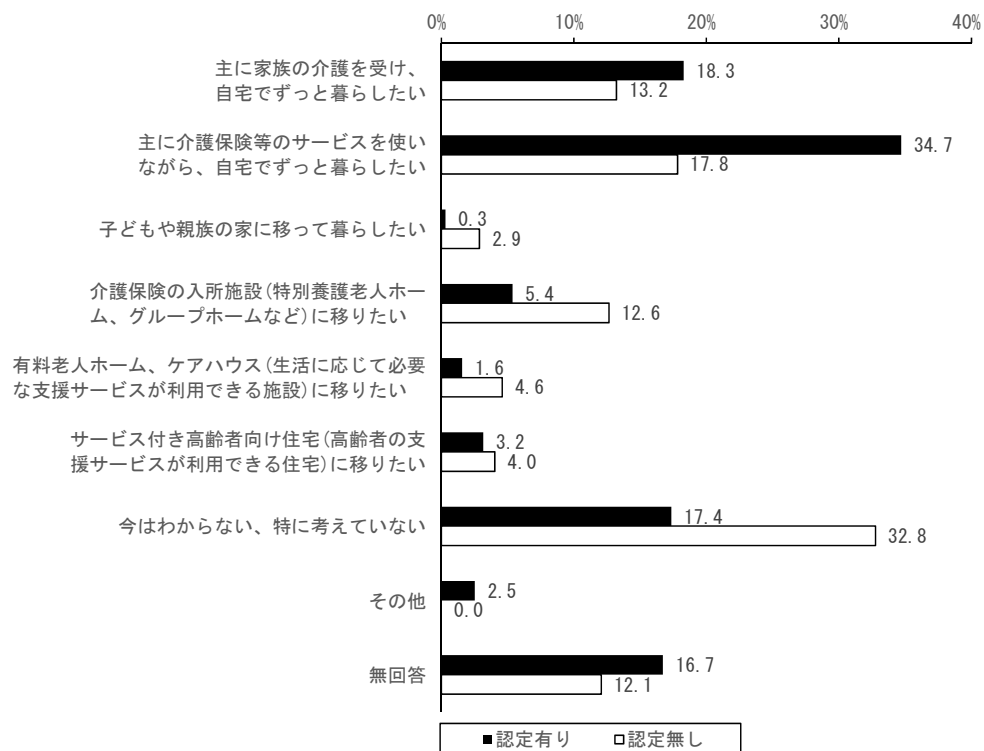
④ 今後の生活に対する希望と在宅生活を続けるために必要なこと

「認定有り」では「あなたは今後、どのように生活をしたいと思っていますか」、
「認定無し」では「あなたは今後、もし介護が必要な状態になった場合、どのように生活をしたいと思っていますか」との質問に対して、「今はわからない、特に考えていない」を除くと、「主に家族の介護を受け、自宅ですべて暮らしたい」「主に介護保険等のサービスを使いながら、自宅ですべて暮らしたい」が多く選ばれており、何らかの形で自宅での生活を希望する方が多いことがわかります。

「認定無し」では「介護保険の入所施設(特別養護老人ホーム、グループホームなど)に移りたい」も「主に家族の介護を受け、自宅ですべて暮らしたい」と同程度に多く選ばれています。

「認定有り」も「認定無し」も今後の生活に対する希望としては、「今はわからない、特に考えていない」を除けば、多くの方が介護保険の範囲内での生活を希望していることが伺えます。

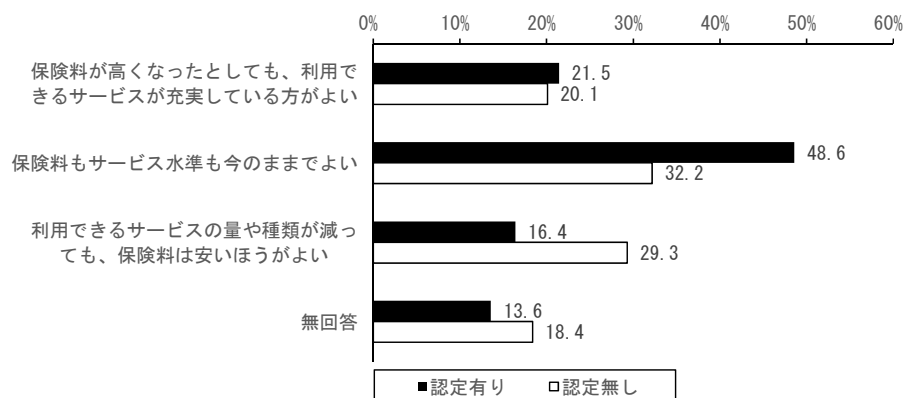
今後の生活に対する希望（単回答）



「介護保険料の額は、3年に一度見直すことになっています。介護保険サービスの利用が増えたり、1人当たりのサービス額が増えたりすると、保険料が高くなる仕組みとなっています。今後の介護保険料と介護サービスのあり方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか」という質問に対して、「認定有り」も「認定無し」も2割程度の方は「保険料が高くなったとしても、利用できるサービスが充実している方がよい」を選んでいました。

「保険料が高くなったとしても、利用できるサービスが充実している方がよい」と「保険料もサービス水準も今のままでよい」を合わせると、「認定有り」では7割の方が、「認定無し」では5割強の方がサービス水準の維持または充実を求めています。

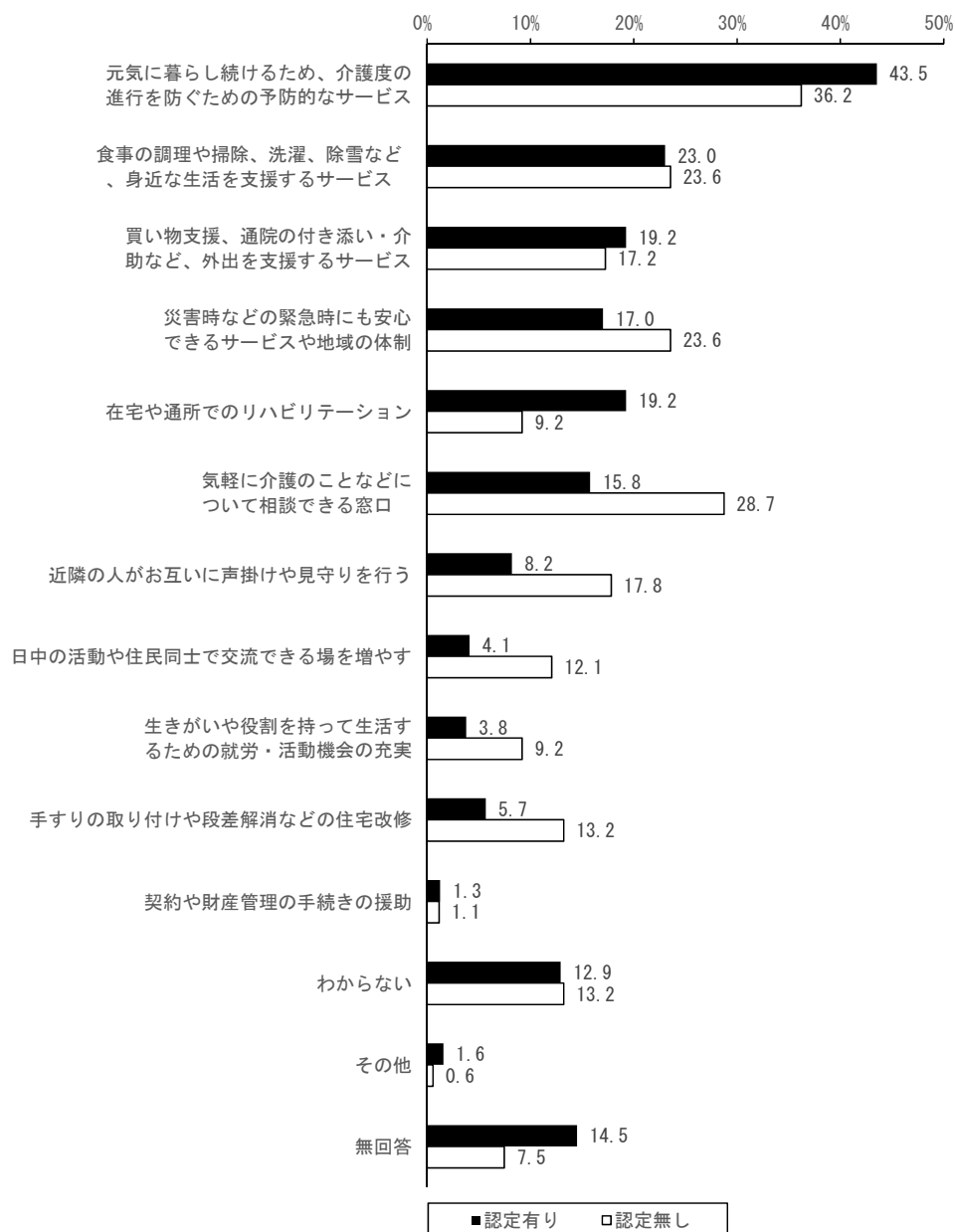
介護保険料とサービスのあり方（単回答）



「あなたが今後も在宅で生活を続けるためには、特にどんなことが必要ですか」という質問に対しては、**介護予防の推進（基本目標3-（4）**（「元気に暮らし続けるため、介護度の進行を防ぐための予防的なサービス」）が求められる他、**安心して日常生活を送るための支援（基本目標1-（4）**（「食事の調理や掃除、洗濯、除雪など、身近な生活を支援するサービス」「買い物支援、通院の付き添い・介助など、外出を支援するサービス」）、**緊急時・災害時の見守り体制の整備（基本目標1-（5）**（「災害時などの緊急時にも安心できるサービスや地域の体制」）、**医療と介護の連携強化（基本目標1-（3）**（「在宅や通所でのリハビリテーション」）、**相談機能の充実（基本目標1-（1）**（「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口」）、**お互いにかかわり合い、つながり合うまちづくり（基本目標3-（1）**（「近隣の人がお互いに声掛けや見守りを行う」）などが求められるものが比較的多く選ばれています。

今後、在宅で生活を続けていくためには、保険料の上昇を抑えつつ、これらの施策を充実させていくことが必要と考えられます。

在宅生活を続けるために必要なこと（複数回答）



4 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	泉亭 俊徳	当別町社会福祉協議会
副委員長	池森 康裕	北海道医療大学 看護福祉学部臨床福祉学科
	松田 信子	勤医協訪問看護ステーション とうべつ
	谷口 修好	当別町民生児童委員協議会
	大口 弘美	当別町ボランティア連絡協議会
	盛 健作	当別長生会 特別養護老人ホーム長寿園
	山田 睦美	当別町ケアマネジャー連絡協議会
	五十嵐 潔	当別町介護者と共に歩む会
	安藤 正	当別町高齢者クラブ連合会
	牛田 洋紀	一般公募

5 第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 当別町における第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって、広く町民の意見を計画に反映させるため、第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する10名以内の委員で構成する。

- (1) 保健、医療、福祉及び介護の関係者又は関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 介護保険制度の被保険者
- (4) 公募により選出した者

2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他委員会の組織運営に関する事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

**第6期当別町高齢者保健福祉計画
当別町介護保険事業計画**

平成27年3月発行

編集 当別町福祉部福祉課

〒061-0234 石狩郡当別町西町 32 番地 2

当別町総合保健福祉センター内

電話 0133-23-3029

FAX 0133-25-5018